

財団法人大阪みどりのトラスト協会緑化推進運営協議会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人大阪みどりのトラスト協会(以下「協会」という。)寄附行為第33条の2第2項の規定に基づき、緑化推進運営協議会(以下「協議会」という。)の組織、構成及び運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(職 務)

第2条 協議会は、寄附行為第4条第1項第3号及び第4号の事業実施についての会長の諮問に依りて、毎事業年度、緑の募金に関する事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他の緑の募金に関する重要事項を調査審議する。

(組 織)

第3条 協議会は、10名以上25名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、大阪府知事の認可を受けて会長が任命する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(招集等)

第6条 協議会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(議 長)

第7条 協議会の議長は、委員長がこれにあたる。

(定足数)

第 8 条 協議会は、委員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会
することができない。

(議 決)

第 9 条 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可
否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第 10 条 協議会の庶務は、協会事務局が処理する。

(委 任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項
は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、寄附行為の変更について大阪府知事の認可を得た日
[平成 8 年 1 月 22 日]から施行する。

2 財団法人大阪みどりのトラスト協会緑化推進委員会設置規程（平
成 3 年 2 月 15 日制定。以下「緑化推進委員会設置規程」という。）
は、廃止する。ただし、平成 8 年 3 月 31 日までは、緑化推進委員
会設置規程に基づく事業を行うことができる。

附 則

1 この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 12 年 6 月 14 日から施行し、平成 12 年 4 月
13 日から適用する。

3 この規程は、平成 15 年 5 月 22 日から施行し、平成 15 年 5 月
22 日から適用する。

2 この規程は、平成 16 年 1 月 30 日から施行し、平成 16 年 1 月
30 日から適用する。

(別表)

財団法人大阪みどりのトラスト協会緑化推進運営協議会委員

記

- 1 大阪府森林組合連合会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 2 大阪商工会議所緑化担当部部長の職にある者
- 3 大阪府小学校長会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 4 大阪府公立中学校長会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 5 大阪府立高等学校長協会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 6 大阪市立高等学校長会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 7 大阪府私立中学校高等学校連合会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 8 大阪府PTA協議会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 9 大阪市PTA協議会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 10 大阪府立高等学校PTA協議会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 11 大阪府私立中学校高等学校保護者会連合会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 12 大阪府地域婦人団体協議会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 13 大阪市地域女性団体協議会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 14 大阪府老人クラブ連合会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 15 日本ボーイスカウト大阪連盟長の職にある者またはこれに準ずる者
- 16 ガールスカウト日本連盟大阪府支部長の職にある者またはこれに準ずる者
- 17 大阪府緑の少年団連盟会長の職にある者またはこれに準ずる者
- 18 近畿中国森林管理局計画部長の職にある者
- 19 大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部長の職にある者
- 20 大阪府市長会都市整備部会長市担当部長の職にある者
- 21 大阪府町村長会街づくり部長会議代表幹事の職にある者
- 22 大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室長の職にある者
- 23 その他会長が特に必要と認める者